

第 6 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成29年2月23日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成29年2月23日(木曜日)

午前9時59分開議

午前11時20分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補正予算(第15号)

議案第4号 平成28年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)

議案第7号 平成28年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第2号)

議案第19号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

報告第3号 専決処分の報告について
報告事項

①平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金による支援について

出席委員(8人)

- 委員長 瀧上陽一
- 副委員長 橋口海平
- 委員 山本秀久
- 委員 城下広作
- 委員 松田三郎
- 委員 森浩二
- 委員 岩田智子
- 委員 大平雄一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

- 教育長 宮尾千加子
- 教育理事 金子徳政
- 教育総務局長 青木政俊

教育指導局長 越猪浩樹

教育政策課長 田村真一

首席審議員兼学校人事課長 國武慎一郎

社会教育課長 河村雅之

文化課長 平井貴

施設課長 西川哲治

高校教育課長 牛田卓也

政策監兼高校整備推進室長 手島和生

義務教育課長 坂梨光一

特別支援教育課長 藤田泰資

人権同和教育課長 古澤広義

体育保健課長 平田浩一

警察本部

本部長 後藤和宏

警務部長 森川武

生活安全部長 甲斐利美

刑事部長 吉長立志

交通部長 奥田隆久

警備部長 中島恵一

首席監察官 松岡範俊

参事官兼警務課長 熊川誠吾

参事官兼会計課長 木村浩憲

理事官兼総務課長 今村光宏

参事官兼生活安全企画課長 田中哲浩

参事官兼刑事企画課長 杉村武治

参事官兼交通企画課長 田中亨

参事官兼警備第一課長 原秀二

交通規制課長 森教烈

事務局職員出席者

議事課主幹 黒岩雅樹

政務調査課主幹 濱邊誠治

午前9時59分開議

○瀧上陽一委員長 おはようございます。ただいまから第6回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まずは、議案等について、教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○宮尾教育長 おはようございます。教育委員会でございます。

議案の説明に先立ちまして、1点御報告をさせていただきます。

去る1月27日に、宇土の雨乞い大太鼓関連資料というのがございますが、これの国重要有形民俗文化財指定につきまして、国の文化審議会から文科省に答申がなされまして、近く指定される見込みとなりました。

雨乞いにちなんだ太鼓の国指定は全国初めてでございます。国重要有形民俗文化財の指定は熊本県初でございます。宇土市民の皆様これまでの御尽力のたまものでございまして、大変うれしいことだと思っております。

今後、宇土市と連携し、後継者育成等により一層の支援を行い、地域の活性化につなげてまいります。

それでは、今回提案申し上げます教育委員会関係の議案の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、平成28年度2月補正予算につきまして、第1号議案平成28年度熊本県一般会計補正予算(第15号)、第4号議案平成28年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)、第7号議案平成28年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第2号)におきまして、総額4億9,463万円余の減額補正をお願いしております。

次に、繰越明許費の補正でございます。

熊本高校体育館災害復旧事業など8件につきまして、繰越明許費補正を行うものでございます。

次に、債務負担行為の設定でございます。

平成28年熊本地震に伴う他都道府県からの派遣教職員に係る宿舍等の整備など8件について債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第19号議案は、専決処分の報告及び承認に関するものでございます。

昨年12月に発生いたしました鳥インフルエンザの防疫作業に従事する職員の時間外勤務手当等について、知事専決にて補正予算を編成したため、報告を行うとともに承認をお願いするものでございます。

続きまして、条例等議案ですが、議案第32号につきましては、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

以上が今議案に提案申し上げます議案等の概要です。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく願いたします。

○瀧上陽一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

資料2ページをお願いいたします。

上段の教育委員会費でございますが、130万4,000円の減額でございます。

右側説明欄1の委員報酬の(1)教育委員会委員報酬等における支給見込み額の減によるものでございます。

中段の事務局費につきましては、2,314万7,000円の減額でございます。

右側説明欄1の事務局運営費等の(3)県立

学校校務情報化推進事業における県立学校教員の校務用パソコンリース更新に係る入札残等、所要見込み額の減によるものでございます。

下段の教職員人事費は、77万2,000円の減額でございます。

右側説明欄1の教職員住宅建設事業の(1)教職員住宅建設償還金及び財産処分費における教職員廃止住宅の解体工事に要する経費の入札残等、所要見込み額の減によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

1段目の恩給及び退職年金費は、1,587万7,000円の減額でございます。

右側説明欄1の(1)恩給及び退職年金費をごらんください。

年度途中におきます受給者死亡による所要見込み額の減によるものでございます。

2段目の教育施設災害復旧費は、292万8,000円の減額でございます。

右側説明欄1、現年教育施設災害復旧費、(1)教職員住宅災害復旧事業の入札残等、所要見込み額の減によるものでございます。

3段目の教育指導費につきましては、1,967万3,000円の減額でございます。

右側説明欄1、教員研修事業、(2)初任者研修、小中学校におきます研修時における初任者にかわって授業を行う非常勤講師の採用実績減等、所要見込み額の減によるものでございます。

4段目の教育センター費は、33万3,000円の減額でございます。

右側説明欄1、研修事業費、(1)講習会事業におきまして、今回の熊本地震によりまして指導者養成講習会の実施を見合わせるなど、所要見込み額の減によるものでございます。

以上、総額6,403万4,000円の減額補正を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

各事業の説明に先立ちまして、今回補正をお願いしております教職員の給与費につきましては、各課に共通する事項でございますので、一括して学校人事課の例で御説明させていただきます。

説明資料は、4ページをお願いいたします。

上段の事務局費につきましては、3,982万7,000円の増額補正を計上いたしております。

このうち、右側説明欄の1、職員給与費につきましては、当初予算では、昨年の平成28年1月1日時点で在籍している職員の給与をもとに算定をいたしております。その後、4月の人事異動などにより、予算と実際の給与費に違いが生じておりますので、今回、現状に合わせて補正をお願いしているものでございます。

以下、学校人事課の教職員給与費及び社会教育課、文化課、施設課、体育保健課の職員給与費に係る補正予算につきましても、同様の理由によるものでございますので、当課及び各課からの説明は省略させていただきます。

なお、今回学校人事課に計上しております教職員給与費のうち、小学校及び中学校の教職員給与費につきましては、平成28年熊本地震に伴う他都道府県からの派遣教職員等の給与も計上しておりますが、今御説明しましたとおり、給与費全体で見ますと、4月の人事異動等により実際の給与費が予算を下回っており、派遣教職員等の給与費を含めても支給見込み額の減となっております。

それでは、学校人事課の各事業について御説明いたします。

引き続き、上段の事務局費ですが、右側説

明欄の2、事務局運営費等の減額につきましては、平成28年熊本地震により被災した児童生徒の心のケア及び学力保障など、災害に伴い新たに発生した業務に不足する教職員を確保するための宿舍借り上げ等に要する経費の所要見込み額の減によるものでございます。

また、3、退職手当の増額は、事務局職員の年度末までの自己都合等の退職者に係る退職手当の支給見込み額の増によるものでございます。

次に、下段の教職員人事費3億3,847万9,000円の減額につきましては、右側説明欄の1、退職手当におきまして、教職員の年度末までの自己都合等の退職見込み数の減少に伴う退職手当の支給見込み額の減、2、児童手当において、支給対象児童見込み数の減少に伴う児童手当の支給見込み額の減、3、管理運営費において、(1)の県立学校技師欠員等補充配置費で、学校技師の勤務日数の実績減に伴う賃金等の所要見込み額の減、(2)の就学支援金交付等事業で、就学支援金の支給対象者の減少に伴う高等学校等就学支援金の所要見込み額の減によるものでございます。

また、4、公立学校教員採用選考考査事務費では、熊本市への問題提供に係る負担金収入の増に伴い財源更正をお願いしております。

説明資料の5ページをお願いいたします。

上段の教職員費につきましては、5億9,616万2,000円の減額でございます。

このうち、2の国庫支出金精算返納金36万7,000円は、義務教育国庫負担金について、過年度分の額の再確定に伴う国庫への精算返納金でございます。

次に、3段目の高等学校総務費の3億5,393万6,000円の減額のうち、右側説明欄の2、学校運営費の減額は、非常勤講師の勤務時間数の実績減に伴う報酬の支給見込み額の減によるものでございます。

次に、4段目の全日制高等学校管理費で

は、1,668万9,000円の増額補正を計上しておりますが、これは、新年度から県立学校の電力を入札により調達することに伴いまして、3月分の電気代について、今まで新年度の4月に検針を行い新年度予算で支払っていたものを3月に検針を行い今年度予算で支払うための経費でございます。

6ページをお願いいたします。

先ほどの全日制高等学校管理費、1段目の定時制高等学校管理費、そして2段目の通信教育費におきまして財源更正をお願いしておりますが、これらは、いずれも、生徒数の変動に伴う授業料、入学料等の歳入の増減等により、学校運営費を補正するものでございます。

3段目の特別支援学校費につきまして1,211万7,000円の増額補正を計上しております。

これは、右側説明欄の2、学校運営費の(1)特別支援学校運営費で、電力調達入札に伴う3月分の電気代支払い見込み額の減、(2)の特別支援学校非常勤配置費で、非常勤講師等の勤務時間数の実績に伴う報酬等の所要見込み額の減によるものでございます。

4段目の教育施設災害復旧費につきましては、8,715万5,000円の減額でございます。

これは、右側説明欄の1、現年教育施設災害復旧費ですが、平成28年熊本地震に伴い発生した備品及び教材購入費の所要見込み額の減によるものでございます。

以上、学校人事課として、最下段ですが、総額18億8,907万7,000円の減額補正をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の7ページ上段をお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、407万7,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

主なものといたしましては、2の地域・家庭教育力活性化推進事業費の(1)放課後子ども教室推進事業、(2)地域と協力した学力向上プロジェクト、(3)学校を核とした地域の教育力強化事業のいずれも国庫補助事業における所要見込み額の減による減額でございます。

また、(4)放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備事業は、国の2次補正予算に伴う国庫10分の10の補助事業で、放課後子供教室で使用するICT機器の整備に要する経費として1,708万8,000円を計上しております。

なお、本事業につきましては、年度内の執行が困難であるため、この後御説明いたしますが、全額繰り越しをお願いすることとしております。

次に、下段をお願いいたします。

図書館費でございますが、225万6,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

主なものといたしましては、2の管理運営費のうち、(2)図書館人件費でございます。

具体的には、平成28年熊本地震で閉館したことに伴うカウンター業務補助等、人件費の所要見込み額の減でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、1,103万5,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の社会教育施設災害復旧費の(1)青少年教育施設災害復旧事業でございますが、落雷で被災したあしきた青少年の家の中央監視システム等の修繕に要する経費などを計上したものでございます。

なお、あしきたの修繕に要する経費については、年度内の執行が困難であるため、この後御説明いたしますが、全額繰り越しをお願い

いたしますこととしております。

以上、総額で470万2,000円の増額補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平井文化課長 文化課でございます。

説明資料の9ページをお願いします。

文化費でございますが、17億3,560万3,000円を計上しております。

右側の説明欄をお願いいたします。

3の文化財調査費の(2)埋蔵文化財発掘調査受託分でございますが、県が受託した国等の公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査について、発掘調査面積の縮小などにより減額するものでございます。

次に、5の平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金でございますが、昨年8月から12月末までに文化財復旧のために寄せられた民間からの寄附金を積み立てるものでございます。既に7月末までの分を9月補正で8億1,293万6,000円積み立てておりますが、今回の補正で新たに18億992万1,000円を積み立てるものでございます。

続きまして、説明資料の10ページをお願いいたします。

美術館費でございますが、6,343万6,000円の減額でございます。

右側の説明欄をお願いします。

4の美術館施設整備費でございますが、県立美術館本館改修整備事業に係る入札残等により減額及び地方債充当による財源更正をお願いしております。

続きまして、説明資料の11ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、1億5,324万1,000円の減額でございます。

右側の説明欄をお願いします。

1の現年教育施設災害復旧費の(1)美術館本館災害復旧費でございますが、これは、美術館本館1階展示室の照明設備等の修理設計

業務委託の入札残による減額及び美術品修復委託料のうち平成29年度以降実施されるものを減額するものでございます。

2の社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災した国・県指定文化財の災害復旧をするために必要な費用でございます。国指定文化財である熊本城跡の崩落した石垣の撤去等の応急処置費用、県指定文化財である八勢眼鏡橋の工事費用などについて計上しております。

また、現行の補助制度を活用してもなお残る国・県指定文化財の民間所有者の負担軽減を図るため、所有者負担の2分の1補助に要する費用を計上しております。

以上、総額15億1,892万6,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川施設課長 施設課でございます。

説明資料の11ページ下段をお願いします。

事務局費でございますが、73万円を減額しております。これは、事務局費の執行残に伴う減額によるものでございます。

12ページをお願いします。

上段の学校建設費でございますが、1億1,825万5,000円を減額しております。

説明欄の1の県立高等学校施設整備費の(1)熊本地震に係る都道府県派遣職員関係経費は、熊本地震の災害復旧に伴う他県からの派遣職員受け入れに要した経費の計上、(2)校舎新・増改築事業は、小川工業高校実習棟改築事業の基本設計委託費の減額、(3)県立高等学校施設整備事業は、事業見直しによる減、(4)電子入札システム管理運営事業は、教育庁負担金の執行残に伴う減額によるものでございます。

中段の特別支援学校費でございますが、1,079万8,000円を減額しております。

説明欄の1の施設整備費の(1)特別支援学校施設整備事業でございますが、事業費見直しによる減でございます。

下段の教育施設災害復旧費でございますが、6億3,182万1,000円を計上しております。

説明欄の1の現年教育施設災害復旧費の(1)公立文教施設災害復旧指導監督事務費は、事務局費の執行残に伴う減額、(2)県立学校施設災害復旧事業は、熊本高校及び熊本工業高校の体育館災害復旧事業に要する経費の計上、仮設校舎リースの入札残に伴う減額及び災害査定に伴う財源更正によるものでございます。

以上、総額5億203万8,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の13ページをお願いします。

上段の事務局費でございますが、1,181万7,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の事務局運営費等でございますが、(2)新設高等学校等教育環境整備事業における阿蘇中央高校及び天草拓心高校の校舎間バス運行委託の入札に伴う執行残等、所要見込み額の減によるものでございます。

下段の教育指導費でございますが、1億4,202万1,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

主なものとしましては、1の指導行政事務費の(1)通学支援事業におけるバス等の利用者の実績減による減額、(3)高等学校等通学支援事業(熊本地震対応分)における貸し切りバス委託の入札に伴う執行残等、所要見込み額の減でございます。

2の学校教育指導費の(5)スーパーグローバルハイスクール推進事業は、国庫委託金の

内示減でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

1段目の高等学校総務費でございますが、右側の説明欄をごらんください。

1の高等学校入学学力検査費の(1)高等学校入学選抜学力検査は、入学選抜手数料の減免措置に伴う財源更正でございます。

2段目の教育振興費でございますが、6,166万6,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

主なものとしましては、3の高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業における交付対象者の見込み減に伴う所要見込み額の減でございます。

3段目の学校建設費でございますが、4,890万1,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の県立高等学校施設整備費の(1)県立高等学校再編・統合施設整備事業における旧水俣高校教室等ほか解体、球磨地区新校A及び新校Bの設計委託工事に係る入札に伴う執行残等、所要見込み額の減によるものでございます。

4段目の保健体育総務費でございますが、100万円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の学校保健給食振興費の(1)定時制高等学校夜食費における対象者の見込み減に伴う所要見込み額の減でございます。

5段目の教育施設災害復旧費でございますが、9,890万3,000円の減額及び財源更正をお願いいたしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の現年教育施設災害復旧費の(1)県立高校産業教育設備災害復旧費でございますが、寄附による取得や入札の執行残による所要見込み額の減及び国庫負担の対象となったことに伴う財源更正でございます。

以上、一般会計につきましては、3億6,430万8,000円の減額でございます。

続きまして、説明資料の15ページをお願いいたします。

上段でございますが、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

農業高等学校費でございますが、3万2,000円の増額を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の県立高等学校実習基金積立金でございますが、基金運用利息の増によるものでございます。

下段をお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金でございますが、5,576万5,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の貸付金の(1)育英資金貸付金でございますが、これは、奨学生の退学や辞退等に伴う貸与者数の実績減によるものでございます。

2の国庫支出金返納金でございますが、これは、貸与者からの返還金の見込み減による国への返還金の実績減によるものでございます。

以上、一般会計、特別会計合わせまして、総額で4億2,004万1,000円の減額でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂梨義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の16ページをお願いします。

教育指導費でございますが、8,292万2,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の指導行政事務費でございますが、これは、(1)の指導行政事務費の所要見込み額の減によるものでございます。

次に、2の学校教育指導費でございますが、主なものとしましては、(6)の小中一貫

教育推進事業の国庫委託金の内示減や、(8)の熊本地震被災児童生徒就学支援事業の所要見込み額の減によるものでございます。

次に、3の教員研修費でございますが、これは、(1)の指導改善研修事業の所要見込み額の減によるものでございます。

次に、4の児童生徒の健全育成費でございますが、主なものとしましては、(2)の小・中学校スクールカウンセラー等派遣事業の所要見込み額の減によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料17ページをお願いします。

まず、上段の教育指導費でございますが、2,029万2,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の指導行政事務費の(1)特別支援学校通学支援事業(熊本地震対応分)でございますが、これは、平成28年熊本地震により通学困難となった特別支援学校の生徒のための通学支援に要する経費の所要見込み額の減によるものでございます。

次に、2の学校教育指導費でございますが、主なものとしまして、(2)のほほえみスクールライフ支援事業でございますが、これは、人工呼吸器看護師派遣補助事業における補助対象者が見込みよりも少なかったことに伴う減額でございます。

(4)の発達障がい等支援事業でございますが、熊本地震の影響による事業の中止等に伴う所要見込み額の減によるものでございます。

次に、下段の特別支援学校費でございますが、453万円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の施設整備費の(1)特別支援教育環境整備事業でございますが、山鹿分教室改修工事

の入札残による所要見込み額の減及び地方債充当による財源更正でございます。

2の学校運営費の(1)県立特別支援学校管理運営費でございますが、これは、熊本かがやきの森支援学校運営費における所要見込み額の減によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○古澤人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の18ページをお願いします。

まず、上段の教育指導費でございますが、29万1,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の学校教育指導費の(1)の各種人権教育研修事業については、所要見込み額の減でございます。

(2)の人権教育研究推進事業については、国庫補助の内示減による減でございます。

次に、下段の社会教育総務費でございますが、171万7,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の人権教育振興費の(1)の人権フェスティバル事業及び(2)の人権教育促進事業については、所要見込み額の減でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の19ページ上段をお願いいたします。

保健体育総務費でございますが、419万7,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

主なものとしまして、2の学校保健給食振興費の(1)県立学校における健康診断につきましても、実績に基づく所要見込み額の減、また、(2)防災教育を中心とした実践的

安全教育総合支援事業につきましては、国庫委託金の内示減によるものでございます。

次に、下段の体育振興費でございますが、1,051万6,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

主なものといたしまして、1の学校体育振興費の(3)子どもの体力向上推進事業につきましては、国庫委託金の内示減、(5)児童生徒のスポーツ環境整備事業につきましては、実績に基づく所要見込み額の減、また、2の社会体育振興費の(1)県民体育祭補助につきましては、県民体育祭中止に伴う所要見込み額の減でございます。

なお、(2)国民体育大会につきましては、岩手県からの選手の大会派遣費として寄附金を受け入れたことに伴う財源更正でございます。

続きまして、説明資料の20ページをお願いいたします。

上段の体育施設費でございますが、2,268万5,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の県営体育施設整備費の(1)県営体育施設整備事業につきましては、所要見込み額の減及び藤崎台県営野球場の施設整備費用といたしまして寄附金を受け入れたことに伴います財源更正でございます。

次に、下段の教育施設災害復旧費でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の社会教育施設災害復旧費の(1)県営体育施設災害復旧事業につきましては、藤崎台県営野球場の災害復旧費用といたしまして寄附金を受け入れたことなどに伴う財源更正でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

続きまして、説明資料の21ページをお願いいたします。

繰越明許費補正の変更について御説明いたします。

教育総務費につきましては、教職員住宅の解体等に要する経費として2,100万円の設定をお願いしております。

これは、平成28年熊本地震の影響などによりまして、年度内に竣工できないことが予想されたため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

同じく21ページの下段をお願いいたします。

繰越明許費の変更について御説明いたします。

上段の社会教育費でございますが、国の2次補正予算に伴う全額国庫の補助事業として放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室で使用するICT機器等の整備を行う市町村に対する補助金について1,708万8,000円の設定をお願いしております。

また、下段の教育災害復旧費につきましては、補正前が7,200万円、補正後が9,647万7,000円で、2,447万7,000円の増額変更でございます。

これは、落雷で被災したあしきた青少年の家の中央監視システム等の修繕に要する経費について繰越明許費の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○平井文化課長 文化課でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更につきまして御説明いた

します。

上段の教育費につきまして、補正前が3,700万円、補正後が4,300万円で、600万円の増額変更でございます。

文化財保存事業及び日本遺産による文化財群魅力発信支援事業につきまして繰越明許費の増額補正をお願いするものでございます。

下段の災害復旧費につきまして、補正前が4億6,800万円、補正後が5億5,700万円で、8,900万円の増額変更でございます。

これは、文化財災害復旧事業及び美術館本館災害復旧費について繰越明許費の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川施設課長 施設課でございます。

引き続き、説明資料の22ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費の変更につきまして御説明いたします。

災害復旧費でございますが、補正前が17億6,500万円、補正後が24億5,800万円で、6億9,300万円の増額変更でございます。

これは、先ほど御説明しました2月補正で計上いたします熊本高校及び熊本工業高校の体育館災害復旧事業につきまして繰越明許費の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の23ページ上段をお願いいたします。

繰越明許費の変更につきまして御説明いたします。

災害復旧費につきまして、4,721万9,000円の増額変更でございます。

これは、県立高校産業教育設備災害復旧費

におきまして寄附による取得を見込んでおりましたが、一部の設備において寄附による取得が困難と判断されるため、繰越明許費の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の23ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費の追加につきまして御説明いたします。

保健体育費でございますが、藤崎台県営野球場防護パッド改修工事に係る県営体育施設整備事業につきまして302万4,000円の設定をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

続きまして、説明資料の24ページをお願いいたします。

上段は、派遣職員宿舍等賃貸に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、他県からの災害復旧支援の派遣職員を受け入れる際に必要となります家電製品等の賃貸料として217万2,000円を計上しております。

次に、公立学校初任者研修バス賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

公立学校初任者研修に係るバスの賃借料として58万4,000円を計上しております。

いずれも、年度当初から必要となる経費であるため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料は、引き続き24ページをお願いいたします。

上段は、派遣職員宿舍等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、平成28年熊本地震に伴う他都道府県派遣教職員の宿舍等を年間賃借するので、1,884万8,000円を計上しております。

下段は、校長宿舍等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

東稜高校及び大津支援学校の校長宿舍等を年間賃借するもので、216万円を設定しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

続きまして、説明資料の25ページをお願いいたします。

電話相談室賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、家庭教育電話相談事業で使用する電話相談室を年間賃借するもので、54万円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川施設課長 施設課でございます。

引き続き、説明資料の25ページ2段目をお願いいたします。

県立学校用地等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。矢部高校プール用地など4校における年間賃借料でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の25ページ3段目をお願いいたします。

一般会計の債務負担行為設定について御説明いたします。

旧水俣高校残存物品処理業務に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、旧水俣高校教室等ほか解体工事に伴う処分委託料で、680万円を計上しております。

4段目をお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計の債務負担行為設定について御説明いたします。

これは、熊本県育英資金で使用するシステムの保守業務委託料で、109万1,000円を計上しております。

続きまして、説明資料の26ページをお願いいたします。

第32号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

26ページに記載しております4人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として支払い督促の申し立てを行っているところです。支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し奨学金の一括返還を命じてもらうものであり、最終的には債務者の財産に強制執行することも可能となるものです。

27ページの2、専決処分の理由の前段にありますように、県が行った支払い督促に対し、4人の債務者から異議の申し立てがなされました。異議の申し立てがなされた債務者につきましては、後段にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により、県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件につきましては、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきまして、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料は、別冊の平成28年度12月専決予算をお願いいたします。

該当箇所は、その2ページでございます。

事務局費でございますが、358万5,000円を計上いたしております。

これは、右側説明欄の1、職員給与費ですが、平成28年12月に発生しました鳥インフルエンザの防疫作業に従事する職員の時間外勤務手当等でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 それでは、続いて警察本部から説明をお願いします。

初めに、後藤警察本部長。

○後藤警察本部長 委員の皆様には、警察行政の各般にわたり、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに対しまして、改めて御礼申し上げます。

それでは、着座にて総括説明をさせていただきます。

まず、第1号議案一般会計補正予算第15号でありますけれども、これは、熊本地震災害警備活動等に要しました職員給与費の増額のほか、既存事業の見直しや今後の執行見込み

の精査による歳出予算の整理を行うものでございまして、合わせて4億9,200万円余の増額補正をお願いしているところでございます。

また、災害復旧費等に関しまして、復旧・復興関連事業に係る工事需要の高まり等から、年度内に事業を完了しない可能性がある工事分につきましてはの繰越明許費の設定及び平成29年度当初から業務を開始する必要がある事業についての債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

次に、第19号議案一般会計補正予算第14号でございますが、これは、昨年12月26日に発生いたしました鳥インフルエンザの対応に要する経費に関し、専決処分をさせていただきました警戒活動に伴う職員給与費900万円余の増額補正について報告をし、御承認をお願いするものでございます。

次に、報告第3号であります。これは、専決処分をさせていただきました10件の交通事故の和解についての報告でございます。

詳細につきましては、この後担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 次に、担当課長等から説明をお願いします。

○木村会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で御説明をいたします。

1ページをお願いします。

第1号議案平成28年度2月補正予算についてでございます。

2月補正予算につきましては、既存事業の見直しや今後の執行見込みの精査による補正が主な内容となっております。

上段の公安委員会費をごらんください。

262万9,000円の減額をお願いしております。

これは、公安委員報酬の支給見込み額の減額と熊本地震の影響により開催中止となりました会議関連経費の減額でございます。

次に、下段の警察本部費の補正額をごらんください。

7億6,434万6,000円の増額をお願いしております。

説明欄1の職員給与費7億2,685万3,000円の増額は、熊本地震災害警備等に伴う警察職員に対する諸手当の支給見込み額の増額でございます。

2の退職手当4,067万1,000円の増額は、退職者への支給見込み額の増によるものでございます。

3の警察一般管理費514万円の減額は、警察統合OA整備事業における委託業務の入札に伴う契約差金などの減額でございます。

4の児童手当196万2,000円の増額は、職員の子の出生数の見込み増などによる支給見込み額の増額でございます。

2ページをお願いします。

上段の装備費の説明欄をごらんください。

警察装備品維持管理費5,401万5,000円の減額は、燃料単価の下落に伴う車両維持管理費の所要見込み額の減や、5月臨時議会におきまして熊本地震分として増額補正されましたヘリコプター燃料費の執行不用額などでございます。

次に、中段の警察施設費の補正額をごらんください。

2,233万円の減額をお願いしております。

説明欄1の警察施設維持費1,812万7,000円の減額は、警察署等の設備保守委託の入札で予定価格より安く落札されたことに伴う所要見込み額の減でございます。

2の警察施設整備費のうち、(1)の警察施設整備費(単独事業)の420万3,000円の減額は、交番、駐在所の新築に伴う設計委託入札での契約差金などの減でございます。

(2)から(4)は、警察施設整備費補助金の増

や地方債充当額の確定により財源更正を行うものでございます。

次に、下段の運転免許費の補正額をごらんください。

1,552万8,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の自動車運転免許費1,305万円の減額は、免許センターの免許用消耗品費等の所要見込み額の減や停止処分者講習等各種講習関係経費の所要見込み額の減でございます。

2の自動車運転免許試験費247万8,000円の減額は、消耗品費、運転免許技能試験者の維持管理費等の所要見込み額の減でございます。

3ページをお願いします。

上段の恩給及び退職年金費925万5,000円の減額は、昭和37年11月30日以前に退職された警察職員及びその遺族に対する恩給や普通扶助料の支給見込み額の減でございます。

下段の警察活動費の補正額をごらんください。

1億5,476万7,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の一般警察運営費2,743万円の減額は、警察行政費国庫補助金等の内示額減に伴う事業費の減や被留置者数の減少に伴う被留置者食糧費等の所要見込み額の減などでございます。

2の総合治安対策費527万4,000円の減額は、昨年10月から活動中の高齢者や女性、子供を対象とした交通事故防止活動、防犯活動などを行う声かけ訪問業務委託の入札につきまして、予定価格より安く落札されたことによる所要見込み額の減でございます。

3の生活安全警察運営費17万5,000円の減額は、遊技機承認等の許可申請の減少による収入証紙売りさばき手数料の所要見込み額の減でございます。

4の地域警察運営費547万1,000円の減額

は、駐在所に同居して駐在署員の勤務に協力、援助している家族に対する報償費等の所要見込み額の減でございます。

5の刑事警察運営費400万5,000円の減額は、犯罪捜査関係のシステムや資機材の維持管理費等の所要見込み額の減でございます。

4ページをお願いします。

6の交通警察運営費1億1,241万2,000円の減額は、交通総合管理システム開発や自動車保管場所調査の業務委託の入札につきまして予定価格より安く落札されたことによる所要見込み額の減や交通信号機電気料の所要見込み額の減などでございます。

7の交通安全施設費は、地方債充当額の確定に伴い、財源更正を行うものでございます。

以上、平成28年度2月補正における警察費の補正額は5億582万2,000円の増額となりまして、補正後の警察費の合計は385億2,062万円となります。

次に、下段の災害復旧費でございます。

右側の説明欄をごらんください。

上段の警察施設災害復旧費1,300万円の減額は、5月臨時議会において措置していただきました熊本地震に伴う警察施設の緊急点検委託費の所要見込み額の減などでございます。

下段の交通安全施設災害復旧費は、災害基金繰入金充当額の確定に伴い、財源更正を行うものでございます。

以上、災害復旧費の補正額は、1,300万円の減額となりまして、補正後の災害復旧費の合計は15億9,728万8,000円となります。

5ページをお願いします。

繰越明許費補正についてでございます。

繰越明許費の追加として、項の欄、警察活動費で263万1,000円の設定をお願いしております。

これは、交通安全施設整備事業で、復旧・復興関連事業に係る工事需要の高まりなどを

受けて、本年度内に工事を完了しない可能性があるものでございます。

次に、変更としまして、項の欄、警察管理費で、補正後の額として4億8,603万2,000円をお願いしております。

これは、警察施設整備事業で、年度内に工事が完了しない可能性があるため、2億903万2,000円の増額をお願いするものでございます。

2段目の警察災害復旧費で、補正後の額として12億5,900万6,000円をお願いしておりますが、これも、復旧・復興関連事業に係る工事需要の高まりなどを受けて、年度内に工事を完了しない可能性があるため、2,000万6,000円の増額をお願いするものでございます。

6ページをお願いします。

債務負担行為補正についてでございます。

債務負担行為の追加として、交番、駐在所等の土地、建物の賃借の契約に要する経費2,304万7,000円、また、変更として、警察関係業務として、平成29年度当初から、役務の提供を受ける必要のある顧問弁護士料など、11項目、8,998万6,000円の増額をお願いしております。

ここまでが第1号議案関連でございます。

7ページをお願いします。

第19号議案熊本県一般会計補正予算第14号12月専決処分についてでございます。

これは、昨年12月発生しました南関町における鳥インフルエンザ警戒警備に要する経費として12月27日に知事専決処分されました職員諸手当928万4,000円の増額でございます。

補正後の警察費は、380億1,479万8,000円となります。

2月補正分の第1号議案と12月専決分の第19号議案を合計した補正額は5億210万6,000円の増額となりまして、補正後の警察本部の合計は401億1,790万8,000円となります。

なお、警察本部では、国の第3次補正予算

に対応した補正予算の計上はございません。

以上でございます。

○松岡首席監察官 監察課から報告第3号議案について説明申し上げます。

資料は、8ページから11ページになります。

報告第3号専決処分の報告についてであります。

これは、県警察の公用車交通事故に係る専決処分をさせていただいた10件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会へ御報告させていただくものでございます。

それぞれの事故の概要につきましては、10ページ、11ページに詳細に記載させていただいております。

10件中1件、番号2でございますが、これが人身事故として処理され、ほか9件が物損事故として処理されておりますが、全て警察側の過失が大きい事故であり、相手方の賠償は全て警察で加入しております自動車保険で対応をしております。

ここで、平成28年中の公用車交通事故の発生状況につきまして説明させていただきますと、相手方が重傷を負うなどの大きな事故はございませんでしたが、警察側に責任のある事故が58件発生し、前年比プラス4件という結果でございました。また、発生原因につきましては、安全不確認が全体の7割と最も多く、これらの事故は職員が当たり前の注意を行えば防げたのではないかと認められるものであり、また、事故を起こした職員の年齢を見てみますと、20歳代、30歳代が全体の7割以上を占めているところでございます。

なお、本年に入りまして、昨日までに公用車の交通事故は1件のみが発生しただけで、前年比で、現在のところマイナス10件で推移しているところであります。1件は発生していますものの、これはこれまで展開してきました事故防止に関する各種施策の効果が徐々

にあらわれているものと考えられるところでございまして、特に今年度予算で約500台ほど配分をさせていただきましたバックモニターの効果も考えられるところでございます。

全国的にも警察職員による公用車の交通事故につきましても、その防止対策に各県警察が頭を悩ませているところでございます。

また、昨年中に発生しました公用車の交通事故につきましても、九州各県警察の職員数と事故発生数で算出しました事故発生率を見ますと、その平均は2.67%という数値でありまして、熊本県警察が1.75%で唯一1%台であり、九州では一番低い現状であります。その他の県の警察では全てが2%を大きく上回っており、多いところでは3.79という状況でございました。

このような現状にありますが、決して甘んじることなく1件でも減少できますよう、今後とも引き続き、公用車交通事故の防止に対する職員の意識啓発と指導教養及び運転訓練等の実効ある対策に取り組みますとともに、若い世代の職員に特化したさらなる訓練等の強化にも努めてまいります。

どうか御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○瀧上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を言って座ったまま説明をしてください。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 これは両方分けてどっちもいいですか。

○瀧上陽一委員長 一緒にいいです。

○松田三郎委員 ちょっと質問の前に、先ほど教育委員会のほうから、私の聞き漏らしで

もないんでしょうけれども、繰越明許並びに債務負担行為、同じことの中で、できるだけ年度内執行しようと思ったけれども、こういう事情でとか原因例があるんだと思いますよね。それを説明なさった課長もいらっしゃいますし、じゃなくて、ここに書いてある事項を読まれただけです。一応こういう事情で年度内執行できなかったのも繰り越しますというような、その事情なり背景もやっぱり説明をしていただく、そういう丁寧な説明も必要なかなと思いましたので、以降、ぜひ注意をしていただきたいという要望をまずしておきたいと思います。

資料につきましては、ちょっと確認といたしますか、学校人事課、國武課長に。5ページ。

私も、毎年この委員会にいるわけじゃありませんので、もしかすると例年のことかもしれないませんが、冒頭、職員給与費についての御説明が概括的にありまして、例えば、この学校人事課の5ページの小学校、中学校ですね。1段目、2段目。合計すると10億を超える減額補正と。これは、大体この時期は毎年こんなもんなんですか。それとも、ことしは何か特別な事情があったのかというのを。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

ただいまの松田委員の御質問でございますけれども、先ほど御説明しましたように、平成28年の1月1日現在での職員の給与で算定しております。定年退職者については、当然新規採用者との差がございますので、調整を行っているところでございますけれども、それ以外の勧奨でありますとか自己都合退職の方については、そのままの給与を前提に計算している関係で、若返りといいますか、交代に伴って差額が生じて、その分が減額の対象になってきますが、例年は給与改定等でプラスマイナスというような感じになっておりま

す。今回は、給与改定でプラスの要素が少なかったものですから、こういうふうな大きな減額となっております。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。何も見込みが大幅に外れて云々というのをしているわけじゃなくて、逆に地震等の影響でちょっとふえる要素のほうがあるのかなと思いましたが、改定のプラス要素がなかったということで、例年よりもじゃあ減額の額自体はちょっと多い。

○國武学校人事課長 多うございます。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○山本秀久委員 13ページ、2の(4)。

今現在、モンタナに派遣は、大体年間どのくらい派遣しているんですか。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

平成28年度、今年度の実績では、20名の高校生を派遣しております。

以上でございます。

○山本秀久委員 毎年20名ぐらい。

○牛田高校教育課長 前年度は30名の予算をいただいて派遣しておりましたけれども、今年度は、そのうち10名を、産業高校の生徒たちを別の形でアメリカに派遣しておりますので、昨年から比べますと、モンタナだけでは10名減っております。ただ、トータルとしまして、海外に派遣した高校生は、もう一つの事業と合わせて同じ30名でございます。

以上でございます。

○山本秀久委員 これは、54年の沢田知事のと看にこれは協定を結んで、それから始まっているわけですけども、今日までどのくらい行っているわけ。

○牛田高校教育課長 申しわけございません。スタートからのロッキーの翼の時代からの数字はちょっと手元にございませんで、その後しばらく休止をしておりまして、現在少し違った形で始めまして、この何年かを進めておりますけれども、最初のロッキーのときの数字は、済みません、現在のところ手持ちにはございませんで。

以上です。また後ほど……。

○山本秀久委員 後でわかれば教えてちょうだい。

それと、もう1つ、その後、どういふ職についておられるわけ。留学した後の経過はどういふふう調べているわけ。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございませんで。

現在、始めました事業につきましては、まだ始まって3年でございませんで、ちょっとその後の追跡まではまだ難しい状況でございませんで。

○山本秀久委員 わからぬ。

○牛田高校教育課長 このモンタナの再開しましたこの3年の事業につきましては、行った子供たちは、まだ在学してはいたり、あるいは大学生だったりということが大半でございませんで、その後の就職等の状況については、まだほとんど実績がないという状況でございませんで。

以上でございませんで。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑はありませんでか。

○岩田智子委員 24ページ、教育委員会のほうなんですけど、来年度も他の都道府県からの派遣を要請していただけるということで、宿舎のこととか載ってますけれども、これは何人分というところでのお金なのか、聞きます。

○田村教育政策課長 教育政策課分でございませんでけれども、これは、教育政策課は教育委員会事務局のほうに派遣をいただく予定にしている職員でございませんで、この中では、一応施設課を初めとしまして、4課8人分を予定させていただきます。

○岩田智子委員 人事課のほうも。

○國武学校人事課長 学校人事課でございませんで。

宿舎借り上げにつきましては、16名分を計上いたしてはいます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

○山本秀久委員 何ページだったかな、あしきた青少年の家は。

○河村社会教育課長 社会教育課でございませんで。

あしきた青少年の家の災害復旧に関しまして、繰り越しのほうですと21ページでございませんで。8ページにも同様のものはありますが、8と21に計上させていただきます。繰り越しですと21ページでございませんで。

○山本秀久委員 これ順調に——青少年の家たいね、あれは毎年どういふふうな状態な

の。（「運営状況でございますでしょうか」と呼ぶ者あり）

○河村社会教育課長 あしきた青少年の家に關しましては、県の直営当時は年間6万7,000人ほどの御利用でございまして、そこから、例えば26年度だったら6万8,000人、27年度ですと5万7,000人というところで、県の直営時とほぼ——ことしも一部地震等がございましたので、受け入れできないところはありましたが、後半盛り返しているとお聞きしておりますので、恐らく6万8,000人程度の利用者になるかと思われま

○山本秀久委員 小中学校、高校、どのくらいの比率。

○河村社会教育課長 あしきた青少年の家に關しましては、利用者の内訳といたしましては、小学校が約2万人ですので、3割弱が一番多うございます。その次が中学校が約1万5,000人ぐらいということで、やはり小学校と中学校で半分以上というところでございます。また、一般の方も1万6,000人程度いらっしゃいます。

○山本秀久委員 これは、ちょうど前の東坂教育長のときに、これは大変苦勞してつくったんだよ。前は、いきさつがいろいろあったけれども、皆さん方の協力のおかげで、バブル崩壊したときだったものだから、大変苦勞してつくり上げたやつだから。順調にじゃあ波及効果は出ているわけだな。出ているわけ。はい、それならいいです。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大平雄一委員 1点だけ、警察のほうにいいですか。

被災地防犯アドバイザー、こちらのほうで

増員をされるということなんですけれども、その増員をされる経緯ですね。犯罪が多くなったから増員をされるのか、それとも、もうちょっとニーズがあったから増員をされるかというところを教えてくださいたいんですが。

○松岡首席監察官 被災地防犯アドバイザーにつきましては、昨年9月1日から4名体制で実施いたしました。4月1日から6人体制になります。

主な活動としましては、自治体職員が対応している事案についての助言指導、防犯ボランティア団体との連携、被災者からの相談対応などに従事しています。

そういう状況の中で、現場からの要望もあり、被災地の方からいろんな相談をしたいということもあります。仮設住宅を中心として、自治体、地域支え合いセンター、それと声かけ訪問隊、それと警察と連携して対応していくのは非常に大事にされているというふうなことです。地域支え合いセンターからも、防犯講話の依頼とか、被災者から受けた相談に対してのアドバイスが欲しいというふうなこともあっております。

そういう被災に遭った方、自治体、地域支え合いセンターからの要望もあって、今回2名ふやしていただきました。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第7号、第19号及び第32号について、一括して採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括し

て採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件っております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、平井文化課長から報告をお願いいたします。

○平井文化課長 文化課でございます。

別添のその他報告資料をお願いいたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。

平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金による支援の概要について御説明をいたします。

この基金は、県内外の経済界や県民の皆様などからいただいた寄附金を財源といたしますもので、9月の定例会で議決をいただいて設置をしております。

本年2月15日に第1回の配分委員会を開催いたしまして、配分方針などを決定しております。

まず、寄附金の額につきましては、平成29年1月末現在で26.5億円が集まっております。平成30年度末までには、約42億円となる見込みでございます。

次に、寄附者の意向に沿った仕分けでございますが、仕分けは大きく分けて熊本城の復旧への支援と熊本城以外の文化財復旧への支援となっております。阿蘇神社の指定文化財もこの中に含んでおります。

一番下の阿蘇神社等の未指定建造物につき

ましては、政教分離の原則から公金の支出ができませんので、あらかじめその趣旨を寄附者に御説明し、税控除の対象となる神社独自の寄附口座への振り込みをお勧めしております。

さらに、本基金の配分方針でございますが、寄附者の御意向を踏まえ、熊本城復旧への支援とともに、民間の被災文化財所有者の負担についてもできる限りの軽減を図ってまいります。また、公的補助のない未指定の文化財につきましても、取り壊しの危機が迫っている歴史的建造物などを対象に配分をいたします。

続きまして、2ページの表をごらんください。

これは、民間所有の文化財に対する配分の基準でございます。

一番上から、国指定文化財、県指定文化財及び国登録文化財の設計費につきましては、以前から国や県による補助制度がございます。これらにつきましては、現行の補助制度を活用してもなお残っております所有者負担分の2分の1を補助することといたしております。

市町村指定文化財につきましては、市町村の補助率を、別途県の復興基金も活用して、全市町村が50%以上となるよう促した上で、市町村による補助適用後の所有者負担分の2分の1を補助することとしております。

次に、国登録文化財の工事費につきましては、現行補助制度がありませんでしたが、今回、所有者負担額の3分の2を補助することといたしております。

未指定の歴史的建造物につきましては、2分の1の補助を基本としまして、所有者から登録有形文化財になることについて同意がいただけました場合は、3分の2を補助することといたしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

その他につきましては、補助率などをグラフにしたものでございます。このグラフの中で薄く色づけしてございます部分が本基金からの助成でございます。

一番下4ページに、参考として、県の復興基金を活用しました地域コミュニティ施設等再建支援事業による地域コミュニティ施設への補助について示しております。

全体を通しまして、このように基金を使いまして指定文化財から未指定文化財まで全体をカバーする形で民間所有者を支援できるものと考えているところでございます。

以上、御報告申し上げます。

○淵上陽一委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 今最後に平井課長おっしゃった地域コミュニティのところで、ちょっと今までの数字が上がっておりますけれども、やりとりの中で、わかる範囲で結構でございますけれども。当初から、なかなかちょっと微妙な案件も出てくるんじゃないだろうかというような議会のほうからも心配をいたしておりまして、その後、県の要綱もできて、ちょっと見させていただきました。

例えば、対象施設、次の要件を全て満たすものでいろいろ書いてあって、市町村長が認定する施設という中に、専ら地域の住民が交代で維持管理しているとか等々書いてある。

当初の説明では、もともと市町村の要望が強いのをある程度メニュー化して、あるいは要件化してやっていきますという話でして、多くはそれに対応できるんだろーと思います。中には、市町村もちょっとどうかなというのを上げてこられるという場合に、県として、いや、きっちりこの要件でいくとだめですよということがあり得るのか、逆に、いや

いや、最終的に市町村が認定すれば、もうそれで進めていいですよという、事実上の決定の場面といたしますか、どちらのほうが強いか。力関係といたしますか、があった例が1つ2つあれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。今の質問わかりますか。

○平井文化課長 地域コミュニティの施設等の再建支援事業につきましては、1月18日に市町村に説明会をいたしました。

その中で、この要件について合致するもの、要件といたしますと、市町村の区域内にある専ら地域の住民が利用する、専ら地域の住民が交代で維持管理している、祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後活用を継続するという4つの要件がございます。

これらについて、市町村長さんたちが必要と判断される施設ということで、地元の要望をこの合致するものについて取りまとめをいただき、県のほうに上げていただき、文化課などでチェックをして、お金の支払いをするということになっております。

その中で、これまでも、こういったものが該当するだろうかというお尋ねが何件もあっておりまして、それについて、もともとこれは地域コミュニティの施設であると、地域の住民の方が守り継いできた施設ということで、その要件を4つ例示しておりますけれども、基本的にはこれに基づいて市町村長さんに御判断をお願いしたいというふうに答えております。

ただ、宗教施設について、こういったものが、例えば鳥居が対象になるか、そのほか、関係施設が対象になるかというお問い合わせがありましたときは、これは市町村の現地の実情に応じて、この要件に合致されると認められる場合は、市町村長さんの御判断に委ねるというふうにお答えを基本的にいたしております。

○松田三郎委員 読み方によっては、例えば専ら何々というのが2つ要件である。真面目な人は、例えば担当者とかで、専らじゃないからこれはやっぱりちょっと控えとこうかという人もいる。逆に、ちょっと横着な人は、専らというのは一から十までじゃないんだったら専らできるかと。

そこで、例えば、既に、真面目な人と横着な人というのは表現があれですけども、担当の方によって、そもそも県のほうに上がってこないとか、ケースも——それは別に県がどうこうしてくださいというわけではありませんけれども、最後に課長がおっしゃったように、最終的には、宗教施設に近いものであっても、かつて文化課にもお願いしたように、政教分離というのを行政側は何か断るためのしゃくし定規に余り強調し過ぎないようにお願いしますとお願いしていたのもいい意味で影響して、最終的には、もう市町村長が決めたならそれでいいですということになっているんだろうと思いますので、ぜひこれからも、きょうでしたか、きょうの地元紙朝刊等にも載っていましたように、ちょうどこの補助をいただければ助かるなというのがまだまだあるんだろうと思いますので、今のようなおおらかな対応を県のほうでしていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他ですが、今定例会においては3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして本委員会を閉会いたします。

午前11時20分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長